

# HIKARI 光通信・知財の窓

## —光内外特許事務所—

所長・弁理士 中谷 光夫

東京都中央区八丁堀3-12-5 九管ビル5F  
TEL:03-6410-5553 FAX:03-3555-7785

hikari.naigai@mbr.nifty.com  
<http://www.hikari-naigai.com/>



2015・3・10

商標登録料25%下げ

▽特許庁▽

### 特許料10%程度引下げ

特許庁は特許関連や商標関連の料金の引き下げ、特許の国際出願に関する料金を見直すことを発表した。関連の改正法案を今通常国会に提出し、来年までには改定が実施される見通し。

特許特別会計の特許部門と商標部門で、今後、中長期的に収入が支出を上回ることが見込まれることから、特許出願料、特許料を10%程度、商標設定登録料を25%程度、商標更新登録料を20%程度引き下げる方針。商標登録料の料金の改定は2008年以来、7年ぶり。

また、特許の国際出願（PCT出願）の件数拡大などを踏まえ、調査手数料、予備審査手数料等を日本語と外国語の別に、それぞれ料金設

定を行う体系に改める。

具体的には、特許出願料が現行の15,000円から14,000円、特許料が第1年から第3年で、現行の毎年2,300円+請求項数×200円から毎年2,100円+請求項数×200円、商標設定登録料が現行の区分数×37,600円から区分数×28,200円、商標更新登録料が現行の区分数×48,500円から区分数×38,800円などに引き下げる。

特許の国際出願（PCT出願）の料金については、調査手数料及び送付手数料の現行の上限110,000円から日本語上限143,000円、外国語上限221,000円、予備審査手数料を現行の上限36,000円から日本語上限48,000円、外国語上限77,000円などへの見直しとなる。

「ジュネーブ改正協定」に加入 ▽政府▽

### 意匠の国際登録、5月13日から

日本政府は、「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」の加入書を世界知的所有権機関（WIPO）事務局長に寄託した。これによりジュネーブ改正協定が我が国で発効する今年5月13日以降、ジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際登録制度を利用することが可能となる。

ジュネーブ改正協定は、複数国における意匠登録手続の簡素化と経費節減を目的とした国際条約で、1999年に採択され、2003年に発効している。

2015年2月現在、EUや韓国を含む47の国と政府間機関がジュネーブ改正協定の締約国となっている。米国も日本と同じく5月13日から制度が利用できるため、国際登録制度により世界の主要国、地域での保護を受けることができる。

意匠の国際登録制度を利用すると、複数の加盟国での保護を求める旨を1つの出願書類に記載して日本国特許庁、またはスイスにある国際事務局に提出することにより、それら複数の加盟国に出願したのと同じ効果が得られる。出願人にとって手間やコストが省け、複数国における意匠権の一元的管理も容易になる。

#### 【特許関連料金】(案)

	現行料金	新料金
特許料 (第1年～第3年)	毎年2,300+ 請求項数×200円	毎年2,100+ 請求項数×200円
特許料 (第4年～第6年)	毎年7,100+ 請求項数×500円	毎年6,400+ 請求項数×500円
特許料 (第7年～第9年)	毎年21,400+ 請求項数×1,700円	毎年19,300+ 請求項数×1,500円
特許料 (第10年以降)	毎年61,600+ 請求項数×4,800円	毎年55,400+ 請求項数×4,300円
特許出願料	15,000円	14,000円

#### 【商標関連料金】(案)

	現行料金	新料金
設定登録料	区分数×37,600円	区分数×28,200円
設定登録料(分納)	区分数×21,900円	区分数×16,400円
更新登録料	区分数×48,500円	区分数×38,800円
更新登録料(分納)	区分数×28,300円	区分数×22,600円

#### ○国際出願に係る料金体系の見直し(法定上限額)(案)

	現行法定上限	新法定上限 (日本語)	新法定上限 (外国語)
調査手数料及び送付手数料	110,000円	143,000円	221,000円
国際調査追加手数料	78,000円	105,000円	168,000円
予備審査手数料	36,000円	48,000円	77,000円
予備審査追加手数料	21,000円	28,000円	45,000円

## 解説

ファッショショナーにおけるモデルの動作等の著作物性  
損害賠償請求控訴事件（知的財産高等裁判所 平成25年（ネ）第10068号）  
平成26年8月28日判決言渡  
(原審・東京地方裁判所平成24年(ワ)第16694号)

## 第1 事案の概要

控訴人らの開催したファッショショナー（本件ファッショショナー）の映像を、被控訴人が被控訴人の従業員を介して提供を受け、その一部の映像（本件映像部分）を、被控訴人のテレビ番組において放送したことにつき、控訴人A（イベント等の企画制作コンサルティング会社）が、その著作権（公衆送信権）及び著作隣接権（放送権）の侵害を、控訴人B（イベントの企画運営受託者）がその著作者及び実演家としての人格権（氏名表示権）の侵害を主張し、被控訴人に対し、損害賠償を求めた事案である。

原判決は控訴人らが主張した著作権（公衆送信権）侵害、著作隣接権（放送権）侵害、人格権（氏名表示権）侵害をいずれも否定し、控訴人らの請求を棄却していた。

## 第2 爭点

控訴人らは、本件ファッショショナーにおける、①個々のモデルに施された化粧や髪型のスタイリング、②着用する衣服の選択及び相互のコーディネート、③装着させるアクセサリーの選択及び相互のコーディネート、④舞台上の一定の位置で決めるポーズの振り付け、⑤舞台上の一定の位置で衣服を脱ぐ動作の振り付け、⑥これら化粧、衣服、アクセサリー、ポーズ及び動作のコーディネート、⑦モデルの出演順序及び背景に流される映像等、を著作権侵害の対象として主張し、これらの著作物性が争われた。

## 第3 判決

控訴人らの本件各控訴を何れも棄却する。  
理由

著作権法は、著作権の対象である著作物の意義について、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」（著作権法2条1項1号）と規定しており、当該作品等に思想又は感情が創作的に表現されている場合は、保護の対象となり、そうでない場合は保護の対象とはならない。そして、「創作的」に表現されたものと言うためには、作成者の何らかの個性が表現として表れていくことを要し、表現が平凡かつありふれたものである場合は、「創作的」な表現と言うことはできない。

また、著作権侵害を主張するためには、当該作品等の全体において上記意味の表現上の創作性があるのみでは足りず、侵害を主張する部分に思想又は感情の創作的表現があり、当該部分が著作物性を有することが必要となる。

## 1 公衆送信権又は著作者としての氏名表示権侵害の成否

前記①、②、③及び⑥については、いわゆる応用美術に属する（ただし、⑥については、ポーズ及び動作の部分を除く）。

応用美術品が著作物として保護されるか否かが著作権法の文言上明らかではなく、この点は専ら解釈に委ねられるものと解される。応用美術に関する下級審判例の存在とタイプフェイスに関する最高裁判決を踏まえ、(1) 著作権法2条2項は、単なる例示規定であると解すべきで

ある、(2) 著作権法2条1項1号の定義からすれば、量産される美術工芸品であっても、全体が美的鑑賞目的のために制作されるものであれば、美術の著作物として保護される、(3) 実用目的の応用美術であっても、実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握できるものについては、2条1項1号に含まれることが明らかな「思想又は感情を創作的に表現した（純粹）美術の著作物」と客観的に同一なものとみることができ、当該部分を同号の美術の著作物として保護すべきである、(4) 実用目的の応用美術であっても、実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握することができないものについては、2条1項1号に含まれる「思想又は感情を創作的に表現した（純粹）美術の著作物」と客観的に同一なものと見ることは出来ないのであるから、これは2条1項1号における著作物として保護されない。

前記①ないし③については、いずれも上記(2)にも(3)にも該当せず、著作物性が認められない。

前記④及び⑤については、応用美術の問題ではないが、特段目新しいものではなく、著作物性が認められない。

以上の判断を踏まえると、前記⑥についても著作物性は認められない。

前記⑦のうちモデルの出演順序についても、思想又は感情が創作的に表現されているものとは認められず著作物性がない。

本件映像部分において、上記創作性を得てできる態様で公衆送信が行われているものとは認められない。背景に流される映像等については、控訴人らが著作権者であると認めるに足りない。

## 2 放送権又は実演家としての氏名表示権の侵害

前記①ないし⑦のうち、背景映像に用いられた写真を除いては著作物性が認められないものであるから、モデルのポーズや動作の振り付けや、モデルがヘアメイクや衣装を着用しながらポーズや動作をとることは著作物を演ずることには当たらない。上記写真に著作物性があるとしても、その展示が著作物を演ずることには該当しない。

本件ファッショショナーの本件映像部分に表れている部分のうち、前記④及び⑤以外に、「演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること」や「これらに類する行為」に該当する部分があるものは認められず、本件ファッショショナーのうち、本件映像部分に表れていない部分については、その内容自体が明らかでないので、本件ファッショショナーのうち前記④及び⑤以外の点が、「劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること」に「類する行為」に当たるものとは言えない。

前記④及び⑤の点も、ポーズや動作をとったものに過ぎず、しかも、その態様もありふれたものに過ぎないのであるから、「これらに類する行為で、著作物を演じないが芸能的な性質を有するもの」に該当するものとは言えない。

3 以上のとおり、原判決の結論は相当であって、本件各控訴は何れも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

## 第4 考察

ファッショショナーにおけるモデルの化粧、衣服の選択、動作等についての著作権関係は、どうなっているのか。この判決は、数少ない、正にその答えとなっている。興味をお持ちの方もいらっしゃるかと思い、解説した。著作権法で保護される著作物とは何かを考えるヒントになるかとも思う。

今後、実務の参考になる部分があるかと思われる所以紹介した。

以上

## シャープの「IGZO」商標は無効 ～原材料のみの表示と判断～

### ■知財高裁■

シャープの液晶ディスプレー「IGZO」の登録商標を無効とした特許庁の審決を不服として、同社が取り消しを求めた訴訟で、知的財産高等裁判所は2月25日、請求を棄却する判決を言い渡した。

IGZOは、インジウム（In）、ガリウム（Ga）、亜鉛（Zn）、酸素（O）からなる酸化物半導体の略称で、科学技術振興機構（JST）が特許を持ち、シャープが利用許諾を受けて液晶ディスプレーの量産化に成功。高精細で低消費電力の液晶ディスプレーとして広く使われている。

シャープは、2011年6月に「IGZO」の商標を出願し、同年11月に登録された。だが2013年7月、JSTが「商標法は原材料名を商標として登録できないと定めており、IGZOという名称を研究者が自由に使えなくなる」などとして、商標の無効を申し立てた。2014年3月、特許庁は同商標を無効とする審決を出し、シャープはこの審決を不服として知財高裁に提訴していた。

知財高裁は25日の判決で、「商標登録時には既にエレクトロニクス業界でインジウム・ガリウム・亜鉛酸化物を意味する語として広く認識

### ■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

## 中小の海外訴訟対策を支援 来年度に補助金制度を新設

### 中小企業等海外侵害対策支援事業

特許庁は中小企業の海外での訴訟対策を支援するための補助金制度を2015年度に新設する。日本企業が知的財産権を侵害したとして海外で訴えられるケースが増加していることを受けたもので、現地の弁護士に相談するための費用や訴訟準備の費用、訴訟費用の一定割合を補助する。特に中国などでは知財関連の民事訴訟が増加しており、今後も日本企業が訴えられるケースが増えていくと予想されている。訴訟リスクへの対策を講じ、中小の海外展開に伴う負荷を軽減する。

具体的には海外で出回っている模倣品への対応策に補助金を交付する「中小企業等海外侵害対策支援事業」の一環として、特許権や実用新案権、意匠権などを侵害したとして海外で訴えられた企業のための補助金を新設する。日本貿



※今回、無効とされたのはアルファベット4文字による「IGZO」。「イグゾー」や独自マーク付き「IGZO」（上記）などは今回の訴訟と関係なく使用できるとしている。

されていた」と指摘。その上で、「IGZOは、商品の原材料であるインジウム、ガリウム、亜鉛、酸素からなる酸化物の名称と同じで、商標の独占使用を認めることが公益上適当とはいえない」と判断。商標法が認めない「原材料のみを表示する商標」に該当するとして、無効審決は妥当であると結論付けた。

シャープは今回の判決を受けて、内容を精査した上で最高裁への上告等を含め対処しているが、判決が確定した場合、「IGZO」名称を独占的に使うことはできなくなる。ただし、今回の訴訟の対象はアルファベット4文字の「IGZO」であり、そのほかの関連商標としてシャープが保有するカタカナの「イグゾー」や「イグゾーパネル」、独自ロゴマークと組み合わせた「IGZO」については、今回の訴訟の結果に関係なく、引き続きシャープの登録商標となっている。

易振興機構（ジェトロ）が公募方式で対象企業を選定し、500万円を上限に訴訟関連費用の3分の2を補助する。政府の2015年度予算案に同事業全体の経費として前年度当初比2倍の1億2,000万円が計上し、中小企業の海外展開を後押しする。

経済のグローバル化に伴い、日本企業が海外で知財侵害の訴えを起こされるリスクが急速に高まっている。製品の製造や輸出、販売の差し止めを命じる判決が出れば、現地市場に参入する機会を失いかねない。権利侵害に対する損害賠償請求も高額化する傾向にある。

### ●補助対象経費●

#### ＜模倣品対策＞

- ・模倣品の流通経路、製造元等の調査費
- ・警告状の作成費
- ・行政機関への取締申請に係る費用

#### ＜防衛型侵害対策＞

- ・現地の弁護士への相談費用
- ・訴訟準備・訴訟費用

# 審 決 紹 介

商標「ニュートンcap」は、「ニュートン」に通ずる「NEWTON」がイギリスの『NEWTON EQUIPMENT LTD』社により商品「2輪・4輪自動車用のガソリンタンクのキャップ」について使用されて著名な商標であるとしても、例えば、自動車の範囲を超えた需要者の間にまで広く認識されているとはいえない難く、上記商品と本願の指定商品中に含まれる「プラスチック製の栓やふた」とは、生産者、販売者、購買者、取扱系統、用途及び原材料等を異にする商品であるから、上記イギリス法人又は同人と経済的、組織的に何らかの関係を有する者の業務に係る商品であるかの如く商品の出所について混同を生じさせる虞はない、と判断された事例（不服2013-24777、平成26年9月10日審決、審決公報第178号）

## 1 本願商標

本願商標は「ニュートンcap」の文字を標準文字で表してなり、第20類に属する願書に記載の商品を指定商品として、平成24年3月2日に登録出願、その後、指定商品については、原審における同年9月26日付手続補正書により、第20類「飲食物用・医薬品用・化粧品用のプラスチック製の包装用容器、飲食物用・医薬品用・化粧品用のプラスチック製栓、飲食物用・医薬品用・化粧品用のプラスチック製ふた」を指定商品とするものであるところ、その構成中の「cap」の部分は「ふた」の意味を有する英語であることから、その指定商品中の「栓」「ふた」との関係においては、商品の品質、用途を表示するものといえるから、本願商標は「ニュートン」の文字部分を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することが許されるものといえる。

## 2 原査定の理由

原査定は、「本願商標はイギリスのアルミタンク、フェルキップなどを製造販売する専門メーカー『NEWTON EQUIPMENT LTD』が商品「2輪・4輪自動車用のガソリンタンクのキャップ」に使用する世界的に著名な商標『NEWTON』に通ずる『ニュートンcap』の文字よりもなるものであるから、これをその指定商品に使用した場合、取引者・需要者は該商品が『NEWTON EQUIPMENT LTD』又は同人と組織的・経済的に何らかの関係を有する者の業務に係る商品であるかのように、その商品の出所について混同を生ずる虞があるものであるから、本願商標は商標法第4条第1項第15号に該当する。」旨認定、判断し、これを拒絶した。

## お し ら せ

### ●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権 (おおよその範囲となります)詳しく述べ特許庁HPでご確認下さい。	
昭和30年	商標登録第468776号～第470079号
〃40年	〃 第682710号～第684800号
〃50年	〃 第1139008号～第1149682号
〃60年	〃 第1797301号～第1803971号
平成7年	〃 第2709201号～第2709902号
平成7年	〃 第3065404号～第3073697号
平成17年	〃 第4884578号～第4890975号
各年の8月1日～8月31日までに設定登録された商標権 (明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)	

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。

商標権存続期間更新登録申請に際しては、更新登録申請書を提出し、この申請書に登録料を表示し、又は登録料を添付します。(尚、存続期間経過後6ヶ月は登録申請できます)。

平成9年4月1日から更新登録手続が変わりましたので、ご注意下さい。更新登録申請について疑問点などございましたならば、お知らせ下さい。

について、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられます。減免を受けるための要件、手続等の詳細は、以下の特許庁HPでご確認ください。  
<http://www.jpo.go.jp/cgi-bin/k.cgi?url=/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>

### ●特許、商標の出願状況

	特 訸	商 標
26年12月分	29,570	10,943
前 年 比	98%	113%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。  
[http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/syutugan\\_toukei\\_sokuho.htm](http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm)